

萩市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額	従業員（人以上）			
① 製造業 農林水産物等販売業、旅館業 ② 家屋、償却資産、土地の取得価格 2,700万円以上	—	課税免除 (過疎法)	固定資産税	3年度間
山口県及び県内全市町で策定した基本計画に基づき、事業者が「地域経済牽引事業計画」を策定し県の承認を受け、かつ、当事業計画が「地域未来投資促進法第24条に基づく主務大臣が定める基準」(先進性であること等)に適合することにつき国の確認を受けた場合 (土地・建物等の取得合計額) ① 一般：1億円以上 ② 農林漁業関連：5,000万円以上	—	課税免除 (地域未来投資促進法)	固定資産税 (土地・家屋・構築物が対象)	3年度間
地域再生法の認定を受けた地域再生計画に規定する地方活力向上地域内において、令和2年3月31日までの間に、特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者で、認定を受けた日からその翌日以降2年を経過するまでの間に特別償却設備を新設、又は増設した場合 ※特別償却設備…特定業務施設の用に供する減価償却資産で取得価額の合計が3,800万円（中小企業1,900万円）以上のもの	新規雇用5 (中小企業2)	不均一課税 (地域再生法) 【移転型】 初年度 0.14/100 2年度 0.35/100 3年度 0.7/100 【拡充型】 初年度 0.14/100 2年度 0.46/100 3年度 0.93/100	固定資産税 の一定割合	3年度間

生産性向上特別措置法に基づく、「先端設備等導入計画」の認定を受けた中小企業者の設備投資であって、一定の要件を満たす設備を取得した場合	—	課税標準ゼロ (生産性向上特別措置法)	固定資産税 (償却資産が対象)	3年度間
対象設備 機械装置、工具(測定工具及び検査工具)、器具備品、建物付属設備、ソフトウェア				

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
萩市製造の事業雇用奨励金交付要綱	H18.7	①新設又は増設の製造業 ②操業開始後経済活動 5年以上 ③操業開始時新規雇用従業員 10人以上 ④減価償却資産の取得価額 2,700万円超 ⑤市税等を完納していること ※新規雇用従業員 ・市内に住所を有し、その雇用期間が雇用された日以後1年以上の者 ・雇用保険法の被保険者になっているもの	雇用奨励金 ○新規雇用従業員1人につき20万円 ※30人を限度
萩市企業立地促進奨励金交付要綱	H20.6	○企業立地促進奨励金 ①新設又は増設の製造業 ②建物及び事業用設備に係る固定資産投資額が1億円以上であること ③用地取得の日から3年以内に操業開始すること ④操業開始時新規雇用従業員5人以上であること ⑤市税等を完納していること ※新規雇用従業員 ・市内に住所を有し、その雇用期間が雇用された日以後1年以上の者 ・雇用保険法の被保険者になっている者	企業立地促進奨励金 ○建物及び事業用設備に係る固定資産投資額に5/100を乗じて得た額 ○限度額 1億円